

民間提案事業サポートデスクご利用ガイド

全国的に人口減少、少子高齢化が加速し、地域社会の活力の低下が懸念される中、多様な住民ニーズや地域の課題に対応するために、企業、NPO、大学等（以下「民間事業者等」という。）の様々な主体が、互いの資源やノウハウ、強み等を活かし、行政と連携して取り組む重要性が高まっています。

そのため、本県では、民間事業者等との連携を推進するための総合窓口として「民間提案事業サポートデスク」を設置し、県と民間事業者等が対等なパートナーとして連携を推進することにより、地域活性化や県の課題解決につながる取組を推進します。

➤ 窓口の役割

民間事業者等の皆さん自らが企画し、実施することが可能な協働連携事業を県に提案いただき、窓口として提案に関係する課・機関（以下「関係課等」という。）への橋渡しや調整、必要なアドバイス等を行うなど、提案者の立場に立って事業化に向けた検討を行います。

※提案をお寄せいただいた方が自ら実施しない行政施策についての要望、提言、苦情等については、県政に関するご意見等を幅広く受け付ける「県民の声（県民参画協働課）」として取り扱います。

【窓口の機能】

- ① 民間事業者等からの提案・相談の受付
- ② 提案に係る関係課等との橋渡し、調整
- ③ スーパーバイザー制度（※）による助言
- ④ 民間提案事業の伴走支援、進捗確認

※有識者等から専門的助言を行う制度

➤ “協働連携”って何？

PPP (Public Private Partnership パブリック・プライベート・パートナーシップ=官民連携)とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです（内閣府 民間資金等活用事業推進室「PPP/PFIの推進について」より）。これを協働連携 (collaboration) と表現していますが、その意味自体に大きな違いはありません。

➤ だれが提案できるの？

次のすべての要件を満たす民間事業者等で、企業、各種法人（公益法人、NPO法人等）、大学、任意団体等とします。

- ① 提案内容を自ら企画・実施することが可能な民間事業者等であること。
- ② 宗教活動や政治活動を行うことを目的としていないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団の統制下でないこと。

※ 上記要件を満たす複数の民間事業者等が共同で提案することも可能です。

➤ どんな提案や相談ができるの？

県と連携して行う地域活性化や県の課題解決につながる提案・相談を幅広く受け付ける「民間提案型」と、県が抱える行政課題の解決に資する提案やアイデアを求めるテーマへの提案を募集する「県課題提示型」の2種類があります。

県と連携して行う地域活性化や県の課題解決等につながる提案であれば、基本的に分野や規模は問いませんが、以下の事業は除きます。

- ① 自らが企画し、実施することができない事業の提案
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業の提案
- ③ 公序良俗に反する事業の提案

なお、「県課題提示型」の事業募集テーマについては、本ご利用ガイド最終ページに記載の県ホームページに掲載しています。

➤ 提案・相談の方法は？

とっとり電子申請サービス、電子メール、郵送、来所、電話、ファクシミリ、のいずれかの方法により、次の内容を記載した提案・相談を受け付けます。

提案の記載方法等でお困りの場合は、各窓口の担当がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

【提案書の記載事項】

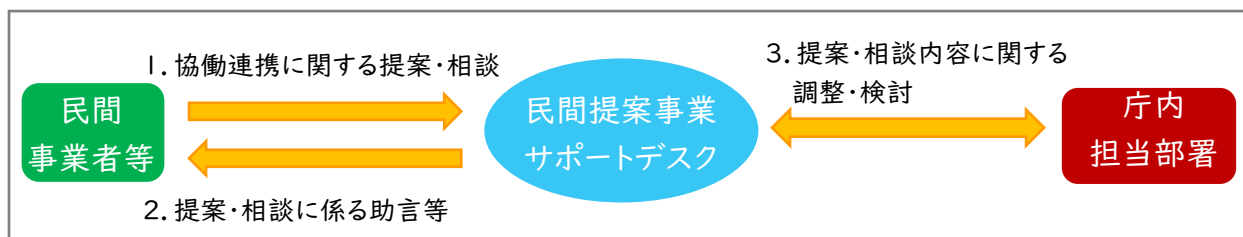
※提案の様式は自由ですが、必要に応じて「民間提案事業サポートデスク 提案・相談シート」をご活用ください。

- ① 企業・NPO・大学等の名称
- ② 担当者氏名及び連絡先
- ③ 提案名
- ④ 提案の具体的内容（事業の目的・ねらい・効果・県に期待する役割など）

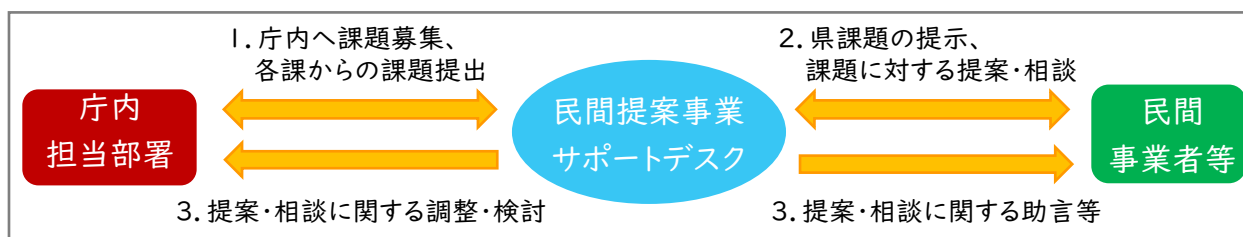
➤ 提案後の流れは？

- ① 提出された提案は、関係課等に橋渡しし、検討を行います。
- ② 関係課等は、検討結果を行財政改革推進課に提出します。なお、検討の過程において、提案内容に応じて、県、提案者、専門的知見を有する者等による意見交換の場を設けます。
- ③ 必要に応じて意見交換等を重ね、検討を行いますが、事業化が難しいもの、すぐには事業化が困難なものなど、提案が事業化につながらない場合があることを予めご承知ください。

<民間提案型の流れ>



<県課題提示型の流れ>



■お問い合わせ

【民間提案事業サポートデスク】

設置場所		開設時間	電話
県庁窓口 (総務部行政体制整備 局行財政改革推進課)	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎3階	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分	0857-26-7071
東部窓口	鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部庁舎 1 階 鳥取県東部地域振興事務所東部 振興課内		0857-20-3528
西部窓口	米子市糺町一丁目 160 鳥取県 西部総合事務所本館 1 階 西部総合事務所県民福祉局西部 振興課内		0859-31-9694
中部窓口	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総 合事務所 I 号館 A 棟 中部総合事務所県民福祉局中部 振興課内		0858-23-3177

電子メール:minkanteian@pref.tottori.jp (専用メールアドレス)

県ホームページ:<https://www.pref.tottori.lg.jp/295899.htm> 又は

QRコードから

